

観光事業者向け人材確保支援業務 業務仕様書

1 業務の目的

三重県内の観光事業者は、コロナ禍による旅行者の大幅な減少の影響を大きく受け、人員整理が進んだ結果、旅行者が戻りつつある現状でも必要な人材を確保できず、人材不足がより深刻な状況となっている。

本業務は、回復する旅行需要を逃さないため、観光事業者の人材不足を解消することを目的とし、人材不足対策に関するセミナーの開催及び観光事業者と求職者をマッチングする就職・転職説明会の開催に関する業務を委託するものである。

2 業務名

観光事業者向け人材確保支援業務

3 契約期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 業務内容

業務の内容は、以下の（１）～（３）とする。業務実施に当たっては、（１）から（３）までの業務を有機的に連携させ、効果を最大限に高めるよう留意すること。

【本事業の対象事業者】

- ・本事業は、県内観光事業者を対象に実施すること。
- ・本事業における観光事業者の定義は、県内に宿泊施設を有する事業者、県内に観光施設等を有する事業者とする。

（１）観光業界における人材確保対策セミナーの企画・広報・運営

- ・セミナー内容に、働き方や職場環境に関する求職者ニーズや、魅力ある職場づくりを盛り込むなど、三重県の観光産業が働く場としても魅力を向上できるような機運の醸成と、観光業界の人材不足の一助となる内容のセミナーを開催すること。
- ・事例を交えるなど、実際の取組につながりやすいセミナー内容を企画すること。なお、最終的にセミナー内容については、県と協議の上決定するものとする。
- ・セミナーは、２回以上開催すること。
- ・開催形式（会場、Web、ハイブリッド）は問わないが、より効果的な方法を検討すること。
- ・セミナー参加者は、観光事業者を中心に広く募集すること。
- ・下記（２）の説明会への参加を希望する事業者は、本セミナーの受講を必須とすること。
- ・下記（２）の説明会開催時期を考慮の上、セミナー開催時期を提案すること。

（２）就職・転職説明会の開催

- ・県内観光事業者への就職・転職を希望する求職者を対象とした就職・転職説明会を、

2回以上開催すること。なお、参加事業者数は合計で30者以上とすること。

- ・参加事業者の募集、申込受付、審査を行うこと。なお、最終的な参加事業者は県と協議のうえ決定すること。
- ・正社員での勤務を希望する者を含め、将来的に正社員雇用につながるような人材を対象とし、多様な職種や勤務形態の求職者を広く募集すること。なお、説明会の求職者募集を開始した時点で県内観光事業者に正社員として勤務している者は対象外とする（有期雇用またはパート勤務からの転職を希望とする者は可とする）。
- ・開催手法（観光事業者特化型か、業界特化型でない総合型か）は問わないが、より成果が生まれる形式での開催を検討し、その手法を提案する理由を提案書に示すこと。
- ・開催する各説明会について、開催形式（対面、オンライン、ハイブリッド等）、回数、時期、場所（県内外を問わない）、参加事業者数、想定する求職者の属性、想定する参加求職者数、実施内容等を具体的に企画し、提案書に示すこと。
- ・説明会では、各参加事業者のブース（オンラインの場合、ブースに相当するもの。以下同様。）及び県のブースを設置すること。なお、その設置に係る費用を参加事業者から徴収しないこと。県のブースでは、三重県の観光情報や移住に関する情報提供を行う予定だが、その内容や当日のブース運営は県が行うものとする。
- ・求職者募集のプロモーション方法について、多くの求職者を集めるための創意工夫を検討し、具体的に提案書に示すこと。
- ・説明会に参加した求職者がより多くの事業者ブースをまわる工夫を凝らすこと。その手法について、具体的に提案書に示すこと。
- ・参加事業者に対し、求人票や求人条件等の改善や、説明会や面接における対応等について個別にアドバイスするなど、求職者と事業者のマッチングを促進する工夫を、具体的に提案書に示すこと。

（３）調査・分析

- ・今後県が行う観光事業者の人材不足対策に関する施策の参考となることを目的として、上記（１）（２）に参加した事業者や求職者に対しアンケート等により調査を行い、その内容を分析し、本事業の効果検証を行うこと。
- ・調査手法や調査項目について、具体的に提案書に示すこと。なお、調査内容や調査手法については、最終的には県と協議のうえ決定するものとする。
- ・報告書には、上記調査内容及びその分析結果を記載するほか、今後の短期的な人材確保策について、事業者及び県に対する提言等を考察のうえ報告書に記載すること。

５ 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容（当日の様子を撮影した写真等の記録も含む）を記載した事業実施報告書を作成すること。

６ 業務遂行体制

（１）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、

書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及びヒアリング先の観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品物

(1) 事業実施報告書

・電子媒体、紙媒体（原則としてA4版、両面印刷） 各1部

(2) その他実施内容の説明に必要なと思われる資料

8 納入場所

下記14に示す所属

9 納入期限

令和7年3月24日（月）

10 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

12 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

13 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知っ

たときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

(3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

(5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

(7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がいと理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際、櫻井

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830

Email：kankost@pref.mie.lg.jp